



農地賃借料情報（令和3年～4年分集計）



令和3年1月から令和4年12月までの2年間における、農地法第3条許可及び農用地利用集積計画をもとに計算した10a当たり賃借料は下記のとおりです。

この情報は、農地法第52条に基づき、農地の賃貸借契約をする際の[参考情報]として提供するものです。

【水田】

上山市農業委員会

区分	平均単収 (10a当)	地 域	H31年～R2年分 賃借料 (10a当)	基礎データ	
				件数	筆数
1	570kg 以上	[本庁地区] 三本松、長清水、石崎、河崎、松山、 新町、北町、旭町、弁天、四ツ谷、 金生、久保手、金瓶 [西郷地区] 石曾根、川口、赤坂、藤吾、 阿弥陀地、小穴 [本庄地区] 関根、皆沢 [東 地区] 牧野、原口、須田板 [宮生地区] 宮脇 [中川地区] 金谷、泉川、仙石、糸目、甲石	平均 16,500 円	29	57
2	500kg 以上 570kg 未満	[本庁地区] 大石蔭 [西郷地区] 高松、細谷 [本庄地区] 相生、三上、櫛下 [東 地区] 小笹、久保川、大門、菖蒲 [宮生地区] 下生居、中生居、上生居 [中川地区] 高野、薄沢、永野、権現堂、足ノ口 [中山地区] 中山地区全域	平均 11,000 円	20	42
3	500kg 未満	[本庁地区] 三千刈 [西郷地区] 竜沢 [本庄地区] 赤山、柏木 [中川地区] 小倉、棚木、蔵王 [山元地区] 山元地区全域			
農地中間管理機構取扱い分			標準 10,000 円	126	290

※ 水田の区分3及び畑は、対象件数が少ないため表示していません。

この賃借料は参考情報です。契約する際には、経営形態や収量などを考慮し、貸し手と借り手で十分に話し合ってください。

注1 使用した基礎データは、農地法第3条許可及び農用地利用集積計画による賃借料です。賃借料を玄米で物納している場合は、10,300円/60kgに換算しています。

ただし、上位、下位それぞれ突出した賃借料データを除き、さらに、急激な変動を抑えるため、令和3年から令和4年の2年分を合計して平均を計算しています。

注2 賃借料は、100円未満を四捨五入しています。

注3 平均単収は、山形県農業共済組合の引受平均単収を参考にしています。